

会議の名称	(番号) 1-19	第7回墨田区景観審議会		
開催日時	平成25年 7月 10 日(火) 10 時 00 分から11 時30 分まで			
開催場所	墨田区役所17階 第2委員会室			
出席者数	委員7人(欠席2人) 中野恒明 篠崎道彦 渡辺貞承 鈴木俊雄 小木曾清三 三村正昭 谷内加寿子			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題	(1) GTS環境アートプロジェクト アートベンチ「ササエル」設置経緯について(報告) (2) 「亀沢地区の景観の考え方」について(報告)			
配付資料	資料1-1 墨田区景観条例(抜粋) 資料1-2 墨田区景観規則(抜粋) 資料1-3 墨田区景観審議会委員名簿 資料2 GTS環境アートプロジェクト アートベンチ「ササエル」設置経緯 資料3 亀沢地区の景観の考え方(概要版) 参考資料 アートマップ、亀沢地区景観の考え方(懇談会資料)			
会議概要	1 開会 2 都市計画部長挨拶 3 会長・副会長の互選 4 GTS環境アートプロジェクト アートベンチ『ササエル』の設置経緯について(報告) 5 亀沢地区の景観の考え方(報告) 6 閉会			
所管課	都市計画部 都市計画課 都市計画・景観担当 電話 03(5608)6266 FAX 03(5608)6409			

第7回 墨田区景観審議会

平成 25 年 7 月 10 日（水）午前 10 時～

<事務局（和田都市計画課長）>

第 7 回墨田区景観審議会を開催いたします。本日は、委員改選後初めての景観審議会ですので、会長選出までは事務局で進行させていただきます。私は、事務局の都市計画課長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、南雲都市計画部長からご挨拶申し上げます。

<事務局（南雲都市計画部長）>

都市計画部長の南雲です。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいなか、墨田区景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には、6 月 1 日から景観審議会委員をお願いしましてから、今回初めての審議会でございますので、一言ご挨拶申し上げます。

なお、本来でしたら、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところですが、机上に配布させていただきましたので、その点は御了承いただきたいと思います。

区では、景観法に基づく墨田区景観計画を平成 21 年に策定し、すみだらしい良好な景観を形成していこうと言うことで景観まちづくりに取り組んでおります。この景観審議会につきましても、良好な景観の形成という点について色々な面から調査・審議していただくと言うことで、同じく平成 21 年に設置いたしました。委員の皆様におかれましては、平成 27 年 5 月 31 日までの 2 年間の任期と言うことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、区では、景観の重要性につきまして区民の皆様へ周知していきたいと考えておりますので、委員の皆様のお力添えをお願いいたします。

簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<事務局（和田都市計画課長）>

ありがとうございました。それでは、本日資料を机上配布させていただいているものもありますので、資料の確認をお願いしたいと思います。

それではまず、本日の委員さんの出席状況についてご報告させていただきたいと思っております。全員で 9 名でございますが、本日は加藤委員と大嶋委員の 2 名が欠席されておりまして、7 名の委員さんに出席していただいております。過半数の委員さんが出席されておりますので、本審議会は成立しております。

それでは、平成 25 年 5 月 31 日の任期満了に伴いまして、委員の改選をさせていただきました。資料 1-3 の委員名簿に基づきまして、まずは委員の方をご紹介させていただきたいと思っております。私のほうから順番に名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。中野恒明委員でございます。2 行目の加藤仁美委員については本日欠席であります。続いて、篠崎道彦委員でございます。関係団体の推薦で、渡辺貞承委員でございます。鈴木俊雄委員でございます。大嶋龍男委員については本日欠席でございます。次に、小木曾清三委員でございます。次に、三村正昭委員でございます。次に、谷内加寿子委員でございます。

引き続きの方、それから区民公募の方につきましては、お引き受けいただき、あり

がございました。

それでは、改選後初めての審議会でございますので、景観審議会について簡単に説明させていただきたいと思います。お送りいたしました資料 1-1 と資料 1-2 の墨田区景観条例と墨田区景観規則をご覧になっていただきたいと思います。資料 1-1 につきましては景観条例の抜粋でございまして、景観審議会を第 4 章に位置付けてございます。第 25 条に設置を規定しておりまして、良好な景観の形成を推進するために区長の附属機関として墨田区景観審議会を設置することになっております。第 26 条で所掌事務を規定しております。審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するとともに、景観の形成に関し区長に意見を述べることができるというものでございます。項目として 1 号から 6 号まで規定しております。第 27 条に組織等が書いてございます。こちらの第 2 項に委員の任期は 2 年とさせていただいておりまして、再任を妨げないとしております。区民委員の委員さんについては、2 年間ということで公募させていただいております。第 3 項に専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門部会を置くことができるとしてございます。これに伴って規則がございまして、資料 1-2 に示しております。墨田区景観規則第 40 条に審議会の組織を規定してございます。第 41 条に審議会の会長及び副会長は互選で定めるとしてございます。第 2 項に会長は会務を総理し、審議会を代表するとしており、第 3 項に副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理するとしております。第 42 条で、審議会の会議については、会長が招集するとし

ており、第 2 項で委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないとしておりますので、本日は半数以上の委員が出席しておりますので、会議は成立しております。第 43 条に審議会の会議の公開を規定、第 44 条に審議会の意見聴取等を規定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、いまご説明しました会長・副会長の互選をさせていただきたいと思います。資料 1-2 の第 41 条のとおり、会長及び副会長の推薦、委員の互選によって定めることとなっております。それでは、立候補あるいはご推薦がございませうでしょうか。特にないようですので、事務局から提案させていただきまして、会長に中野委員、副会長に、本日ご欠席ではございますが、加藤委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいと言うことですので、会長に中野委員、副会長に加藤委員に決定いたします。よろしくお願いいたします。それでは、これ以降の議事進行は中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

<中野委員>

それでは第 7 回墨田区景観審議会の議事を進めさせていきたいと思います。議事に入る前に事務局から会議の公開に関する説明があります。よろしくお願いいたします。

<事務局（和田都市計画課長）>

会議の公開でございまして、墨田区景観規則第 43 条の審議会の会議の公開に規定してございます。本審議会は公開を原則としております。ただ、会長が必要と認めるときは非公開とすることができると規定しております。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴者の方がいらっしゃいませんが、公開としております。

<中野委員>

それでは議題に入ります。今日は 2 件です。議案の説明と報告者の承認ということで説明者として南雲都市計画部長と和田都市計画課長です。ご承認いただけますか。

では、議案の確認です。本日は報告事項が 2 件です。1 件目は「GTS 環境アートプロジェクト アートベンチ『ササエル』設置経緯について」、2 件目は「亀沢地区の景観の考え方について」です。それでは説明をお願いします。

<事務局（和田都市計画課長）>

それでは説明させていただきます。まず 1 件目の「GTS 環境アートプロジェクト アートベンチ『ササエル』設置経緯について」です。この件については、前回の景観審議会の中で委員さんとの意見交換の中で、ご意見・ご質問があったものです。委員さんからのご質問の内容は、アートベンチについて、近隣住民から「形状が悪い、嫌な印象を受ける」と言うことで、どのような経緯で設置したのか、またアートの設置について景観審議会では取り扱わないのかというご質問がありました。現在景観審議会では、アートの設置については取り扱っておりません。アートの所管が都市計画部ではないため、調査してからご報告するとなっておりますので、今回の景観審議会でご報告させていただきます。

それでは資料 2 とアートマップをご覧ください。アートマップにある『ササエル』という作品が、そのときご指摘のあったものでございます。コメントが書いてございますが、「人と人が支えあう。テーマの「さ

さえる」を素直に造形したアートベンチ。そのくぼみに腰を下ろすと、三人の人間が絶妙なバランスで支えあう。思わずえみがこぼれるユーモアあふれる作品。」ということで、こちらのアートベンチを設置してございます。まず、GTS 環境アートプロジェクトとは何かということですが、東京藝術大学、台東区、墨田区の頭文字を取って「GTS」なのですが、この三者共催プロジェクトであり、芸術による回遊促進を図るため、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年計画で、東京スカイツリーが良く見えるビューポイントに環境アート作品及びアートベンチを設置するほか、アートイベント等芸術による多彩なプログラムを展開してございます。このような芸術作品を見ながらまち歩きを楽しんでいただこうと言うことで設置してございます。この「ササエル」という作品は源森橋の袂の歩道上にあります。アートプロジェクトは、環境アート作品 12 基が主力のもので、アートベンチは付属のものとして設置してございます。アートベンチは 5 基のうち 3 基が墨田区に設置しており、こちらにつきましては、平成 27 年 3 月 31 日までの期限付き設置としてございます。地元及び区民への事前説明ですが、近隣の町会さんには説明させていただいているということと、「マケット・プランニング展」と言うものを開きまして、墨田区役所にあるリバーサイドホールのギャラリーにおきまして、前期と後期に分けて模型を展示して、地域の方々にこれから設置するアート作品に触れていただこうということで行わせていただきました。デザインの決定については平成 23 年 11 月に開催された後期マケット・プランニング展終

了後、東京藝術大学側で図面の最終決定を行い、現設置ベンチの内容で設置を行っていくことの方針が区に通知されたと言う経緯でございます。設置場所については、平成 23 年度の 2 月の段階で設置場所予定案 7 箇所を区側から芸大へ提示し、「ササエル」については、源森橋付近に設置するのが妥当ではないかということで、提示させていただきました。最終的には平成 24 年 4 月に現在の場所に設置場所を決定しました。こちらの作品については、議会でも議論がございまして、地元の方からこの形状について問題があるのではないかとということで、ご指摘を受けたことがございました。やはり、色々な感じ方や解釈があると思われませんが、芸術作品と言うことでご了承いただければとご説明してございます。簡単ではございますが、以上でございます。

<中野委員>

これまでの説明でご意見ご質問等があればお願いします。前回の質疑の中で、こういったスポット的なものについては景観審議会で議論する必要があるのかと言う話がありました。私としては、あくまで芸術作品なので、景観審議会でコメントをしてもいいのではないかと考えております。

<渡辺委員>

アートベンチなのですが、設置期限が平成 27 年 3 月 31 日までの期限付き設置ですが、今設置されているアートベンチについては、この期限どおり撤去するのですか。それとも撤去した跡地に新たに何か設置するのですか。

<事務局（和田都市計画課長）>

GTS のプロジェクトとしては 3 年で終了ということなので、新しいものを設置する

計画はないとのことでした。

<渡辺委員>

せっかく東京藝術大学と台東区と墨田区の三者が集まってやり始めたので、私個人としてはこのようなアートベンチを設置することはいいことだと思います。街並みに潤いを与えますし、景観の一部にもなります。期限付き設置の限長ないしは新しいものに変えていただくとか、要望ができればいいなと思います。

<小木曾委員>

初めての参加で分からないことがあるのですが、どういう経緯で議論になっているのでしょうか。方向がよくわからないのですが。あと、これは人の形が問題なのか、どういうことが議論になっているのでしょうか。

<事務局（和田都市計画課長）>

前回の委員会で、委員の方からご指摘があったのですが、形状がいやらしいと言う印象を受けるということで、こういったものを近くに置かれたくないという意見がございました。設置の経緯等については、所管が違ったのですぐにお答えできなかったため、次回のときに報告しますとしておりましたので、今回ご報告させていただいております。前回の審議会の後には、お時間がある委員さんは現地に行って確認していただきました。

<小木曾委員>

確かに目立つところにありますよね。でも見慣れてくるうちに和やかな雰囲気みたいなのが、逆に子供という意識が伝わってきたのですが、そういう話が出ていたのも今初めて聞きました。

<鈴木委員>

私は前回の審議会の後に現地へ見に行きまして、結局ベンチだか何だか、どこへ座るのかよくわからないのですよ。結果的にアートとして見ればそれなりのものかもしれませんが、ではこれが本当にベンチなのかはよくわからないのです。これではベンチなのか芸術作品なのかよく分からないと言うのが皆さんの意見でした。また、その場所にあっていいのか、このような芸術作品がたくさんある中でこの作品があるなら話はわかるのですが、これ 1 つだけがあるのは果たしてどうなのか、ベンチとして見るのか、と言うのが現地確認したときの意見でした。

<中野委員>

私も見ましたが、ベンチとしては使いにくく、「ベンチ」と言う名前をつけずにアート作品でいいのになと思いました。私はアートのオブジェとして問題ないし、逆に周囲の景観がそのアートに合うととっても良かったなと言う印象を受けました。皆様いかがでしょうか。

<谷内委員>

このようなものが街中にあるのは、みんなが来たくくなるような街の第一歩かなと思っています、このような取り組みが少しずつ続いていけばいいのかなと思います。

<三村委員>

さっきおっしゃられていたように、外観を見るとどうしたらいいかわからないです。私は直接見てはいませんが、パンフレットを見させていただくとそんな感じがします。

<篠崎委員>

景観審議会でどう取り扱うかもありますが、このようなものが自然と受け入れられるような環境があれば、取り組みとしては

前向きな方向へ行くとと思います。

<谷内委員>

一步一步が大事だと思いますので、これで留まらず先に続けばいいと思います。

<小木曾委員>

会長のお話で「ベンチ」とあえて言わなくて良いとありましたが、逆に「ササエルベンチ」と書いてくれれば座るのではないのでしょうか。

<中野委員>

これは報告事項ですので、皆様のコメントは残しておいていただいて、今後地元から意見が出てきたとき、景観審議会ではこんな意見がありましたと言って頂ければと思います。

では、この件については以上になります。

続いて、資料 2 をお願いします。

<事務局（和田都市計画課長）>

それでは報告事項 2 でございます。「亀沢地区の景観の考え方」についてご報告させていただきます。

亀沢地区というのは亀沢一丁目から四丁目までの区域で、面積が 32.6ha でございます。墨田区の南部に位置してございます。この地域は平成 6 年に地区計画を策定されておりまして、景観につきましては住宅と産業が共存するしゃれた下町を目指すということでまちづくりを進めております。平成 21 年に、墨田区景観計画ではコミュニティ景観軸として北斎通り沿道両側 20m を特定区域と指定しましたが、その他のほとんどの区域を南部地域の一般区域に指定してございます。亀沢は地区計画の区域ですので、地域の方々から景観について亀沢一丁目から四丁目まで特徴付ける必要があるとご指摘を受けていた区域でございました。

加えて、北斎通りの沿道でございますが、平成 27 年度にすみだ北斎美術館が開館される予定でございまして、開館されますと、人の流れが大きく変わることで、それから東京スカイツリーの開業によって、東京スカイツリーからの人の流れがあり、環境の変化も想定されております。現在の落ち着いた街並みの確保と、今後にぎわいのまちづくりを誘導するためには景観の考え方をまとめた方がいいのではないかとということで、地域の方々と平成 21 年度からワークショップや景観ガイドライン検討会を開催し、考え方をまとめてきました。この考えを 3 月にまとめまして、地域の方々にお知らせして、この内容について考えていただくということで 3 月に 2 回懇談会を開催しました。そのときの参加者が全戸配布させていただいたのですが、関心が低かったのか、1 回目が 6 名、2 回目が 10 名の計 16 名しかご参加いただけなかったのですが、こちらの考え方をまとめさせていただきました。その結果、内容に大きな問題は特にないということで、今後はこの景観の考え方を持って、地域で亀沢 4 町会とまちづくり条例に基づくまちづくり認定団体である北斎通りまちづくりの会と一緒に「亀沢地区建替え調整協議会」を設立し、この協議会で自ら運用していただけるということで、実際に運用しながら内容を精査して、地域の方々にお知らせしながらまとめていきたいと考えてございます。墨田区では当初、景観計画の景観形成基準のより詳細なものという位置づけで景観ガイドラインを作成するというで考えてございましたが、決めることが難しい項目もありまして、「景観の考え方」として冊子をまとめてござい

ます。

それでは内容について簡単にご説明させていただきたいと思います。景観の考え方を皆様で話し合っていた中で、景観の 3 つの柱が出て参りました。この景観の柱として、粋なまち・賑わいのあるまち・人と人がつながるまちに基づいて考えて行きましょうということになりました。景観の捉え方については、亀沢地区の中でも様々な特徴があるということで、区域を分けて考えていくこととしました。それから、区域全体で景観を考えることも大事だということで、「人と人がつながるまち」でふれあい処を考えるとございます。さらに、亀沢地区内の屋外広告物についても今後どうして行こうかと考えることも必要になってくるということで整理してございます。

区域分けについては、「Ⅰ 区域を分けて、景観を考える」に示してございます。景観計画の中で特定区域に位置付けている北斎通り軸は亀沢地区の骨となっている通りでございますが、この北斎通り沿道 20m を「北斎通り沿道地区」としています。それから、「幹線通り沿道地区」として、清澄通りと三ツ目通りの沿道を位置付けております。それから、「大横川親水公園沿川地区」、JR 高架下に面している通りについては「JR 高架下沿道地区」、歩道のある一方通行の通りを「一般生活道路沿道地区」と位置付けております。それぞれの地区毎に同じ形式で景観の考え方をまとめてございます。それでは、例として北斎通り沿道地区について簡単にご説明させていただきたいと思います。まずはじめに、現況について整理してございます。そして景観の 3

つの柱について方針を示してございます。

「粋なまち」については、「震災と戦災のときに焼失した街ですが、街区の形状は江戸時代に築かれた区画を残しています。歴史的な街の敬称としては、京都のような保存型の歴史的な景観ではなく、江戸時代の質の高さを活かし、すっきりしたデザイン性の高い景観を整えます。」としてございます。「にぎわいのあるまち」については、「ショーウィンドウの設置や開放的で演出された店先とするなど、低層部のしつらえで、明るく・にぎわいが感じられる空間を形成します。」としてございます。「人と人がつながるまち」については、「来街者が楽しく歩け、地元とのコミュニケーションが図れる通りを形成します。」という方針を掲げてございます。次のページから「粋なまち」の推奨する考え方についてまとめてございます。

建物の色彩については、現在景観計画の中で色彩基準を掲げてございますが、ネガティブチェックというところもございまして、地域的な特徴を持った色彩があるかどうか調査しました。色彩調査をした中では、ベージュ系・ホワイト系の建物がそれぞれ3割程度占めているという特徴がございました。地域の方と色彩の基準を決めるかどうかというワークショップを実施しましたが、現在の中ではなかなか決められないと言う結果でございました。色彩については今後の課題とさせていただいておりますが、ワークショップの中では、色相調和型を目指したらどうでしょうかとの意見が多くございましたので、推奨する考え方として入れさせていただいております。色相調和型とは、色相に共通性を持たせながら明るさ

や鮮やかさに変化をつける配色でございます。

次に「北斎通り沿いの壁面後退部分について」ですが、地区計画の中で北斎通り沿いは1mの壁面後退を定めておりまして、そのしつらえについて推奨する考えをまとめてございます。まず、壁面後退した部分については緑化していただきたいということです。それから、1階部分が半地下の建物の場合は圧迫感を与えないようにしていただきたいということです。それから、隣地との境界部分には塀等の工作物を設置しないようにしていただきたいとしております。

次に街路樹や宅地内の緑化について考え方を示してございます。街路樹に合わせて宅地内の緑化をしていただければと考えてございます。それから、大規模な建物の間口については、外観が単調とならないように、そして圧迫感がない色彩にするなどの考え方で計画をしていただきたいと考えております。また、夜間の演出についても考え方を示しております。

景観の2つ目の柱である「にぎわいのあるまち」ですが、ショーウィンドウの設置等により開放的で演出された店先にしてほしいということで、ショーウィンドウにしたいと言いたいという推奨する考え方の事例を写真で示してございます。また、駐車場や駐輪場がそのまま見えるのではなく、ルーバー等により見えないように工夫する等、今後計画する場合は反映させていただきたいと提示してございます。

次に、「閉店後や休日のシャッター等について」ですが、例えばシャッターに北斎漫画のイラストを描く、リングシャッター等で中が見えるようにしていただきたいと

いう考え方を示してございます。

このような形で他の地区についても推奨する考え方を示しております。

それから、「Ⅱ 区域全体で景観を考える」では、「ふれあい処」として今後地域の中に皆様がふれあう場所を積極的に提案したり、しつらえを整えたりしたらどうかという意見がございまして、その考え方を示してございます。亀沢地区の地域の方を意識した「ふれあい処」としては、現在ある公園や町会会館、公共施設、その他民間の建物である YKK さんの公開空地などを「ふれあい処」とすると言うのはどうかと、地域の皆様からご意見がありました。地域の方々はこのような場所を増やして行きたいと考えてございまして、地域の方と連携しながら潤いのある空間を整備していきたいと考えております。このような「ふれあい処」等を繋げていくことによって、まちの回遊性を考えていきたいということで、「亀沢地区の景観の考え方」の中で、今ある資源をお示ししております。

それから、「Ⅲ 屋外広告物について考える」では、屋外広告物の考え方についてまとめてございます。墨田区の景観計画の中でも墨田区全体の屋外広告物の方針をまとめてございますが、今回亀沢地区の屋外広告物について適切な誘導ができないかということで、地域の皆様と考えてまいりました。屋外広告物は基本的に外に掲示したものでございますが、この考え方の中では、窓面の内側から貼られるものについても広告物として取り扱っております。

まず、屋上広告物では、「建築物の屋上に設置して広告内容を表示するもの」「金属等の耐久性のある材料を使用して作成さ

れたもの」「建築物の屋上には、階段室・昇降機等その他のこれらに類する屋上構造物も含む」と言うことで、屋上広告物の設置について、推奨する考え方をまとめてございます。推奨する考え方を 9 項目挙げています。例えば、建物一棟につき一個、屋上からの高さは 3m 以下にしましょうと示してございます。それから、まちなみを意識して、屋上広告物が突出しないように設置位置をそろえ、まちなみの調和を考慮しましょうと示してございます。次ページの図に示してあるように、屋上広告物は建物と一体的に見えるようにし、周辺の建築物と揃えるようにしましょうと示すとか、自家用広告の内容は、ロゴ、マーク、社名などとし、派手な内容にならないように示すとか、といった考え方を示してございます。それから、地色に彩度の高い色を使用するのではなく、地色は彩度を抑えるような、地色と表示色を反転していただけるようなものを推奨していきましようとしています。

それから、突出広告物についてですが、設置位置や大きさ等をバラバラにするのではなく、一箇所に同じような形状で一列に並べていただく等集約して、すっきりとした景観を創出していきたいと言う考え方を示してございます。また、デザイン的に工夫をして統一していただくとともに綺麗になるということで、このような考え方を示してございます。

次に壁面広告物でございますが、推奨する考え方として、複数の壁面広告がバラバラではなく、1 階や 2 階の頂部を揃えるような形で、大きさを揃えて統一感を持たせるような考え方を示してございます。また、洗練されたデザインで工夫していただいた

り、色味を抑えていただいたりすると、魅力的なまち並みになるということ、それから、ガラスの内側からのほり紙は見苦しくならないように十分配慮しましょうと言う考え方を提示しまして、地域の方々にお知らせしていきましようとしています。次に地上設置広告物について書いてございます。

そのほかとしまして、皆様との議論の中で出てきたのは、自動販売機の色の中で、メーカー毎に色がバラバラのケースがあるので、色味を統一していただくことで、まち並みが綺麗になるのではないかという意見がございました。事例として、北斎通りに面しているところで、自動販売機の色を建物の色に合わせて工夫されているものがあり、今後亀沢地区内で自動販売機を設置される際にはこのような考え方のもとやっていただけるようお願いして行きましようとしてございます。

今後、こういったものの考え方を示しながら、今後皆様に考えていただき、そして地域の景観の関心を高めていきたいと思えます。

簡単ではございますが、以上になります。

<中野委員>

これまでのご説明に対して、ご意見・ご質問はありますか。

<篠崎委員>

亀沢一丁目から四丁目に地区計画がかかっていて、整備計画がありますが、そこで定めていることはどのようなことなのでしょう。

<事務局（和田都市計画課長）>

平成 6 年に地区計画をかけてございまして、このときに地区を 3 地区に定めております。北斎通り沿道地区と幹線道路沿道地

区、それからその他の住工商共存地区とし、それぞれ整備計画を定めております。大きくは北斎通りなのですが、1m の壁面後退とか、1 階部分については、用途を住宅の居室以外のものを整備してほしいと定めております。それから、用途別容積率型の地区計画ということで、2 階以上に住宅の用途を入れた場合については、容積率の緩和規定を設けております。その他に最低敷地面積を規定しております。それから、絶対高さの制限を容積率にあわせて規定しております。北斎通り沿道地区では 28m、幹線道路沿道地区では 35m、住工商共存地区では 22m としております。ある程度の広い後背地については 50cm の壁面後退を規定しております。

<篠崎委員>

地区計画策定後の建て替えはされているのですか。

<事務局（和田都市計画課長）>

建替えはされておりまして、北斎通りの沿道ですけども、36 棟建替えられています。

<中野委員>

ほかにありますか。

<三村委員>

北斎通りは将来商店街となるのでしょうか。

<事務局（和田都市計画課長）>

区としましては、北斎通り沿道につきましては、にぎわいのある街になっていただきたいということで、以前からまちづくりに取り組んできたのですが、経済状況などもあり、街の中の魅力アップが難しく、商店の集積がなかったんですけども、最近少しずつお店は増えてきております。

<三村委員>

商店街とするならば、マンションとか建てられてしまうと、繋がっていきませんか、その辺をどう考えていますか。

<事務局（和田都市計画課長）>

1 階部分を商店として用途規制をするかしないかという話だと思うのですが、現在のところ商店が集積していない中で、用途規制をかけるのは厳しいというのがございまして、地区計画の中では、住宅は置かないということで規制しております。積極的ではないのですが、事務所系や商店系が並ぶような用途を集積していただきたい地区であります。

<鈴木委員>

一番良いのは向島の水野。見番通りの隣のところに大きいマンションが建つ。止められなかった。それが問題で、もう一軒大きな料理屋がやめそうである。それがマンションになったときに向島がばらばらになってしまう。それをどういう風に止めるかを考えていかないと。もちろんこのような色んな議論も結構で、理想も結構なんですけど、そういうところには具体的にどうするのかと言う、建築差し止めではないけれども、何か考えていかないと。見番通りの隣の建物が10m～20m くらいの建物が建つと、あの通りが残念ながら分からなくなってしまふ。それがもう少し大きな料理屋がやると、全くどうにもならないと思う。区として本腰を入れて色んな意味でのことを考えないと、だめだと思う。

<中野委員>

ただ、やはり営業的に厳しいと言うことで不動産会社に売却をされるというケースだと思うのですよね。それを完全に規制で

きるのかというところが難しいところだと思います。景観計画とか地区計画とか規制をするものはあるのですが、原則として全員同意というルールですので、それを得られるか。最近では都市計画で高さ規制をかけるというのは、行政でも推奨されているような気がします。なので、見番通りの軸はもう少し高さ規制をするなどしてもいいのかと思います。地元の方がどう判断されるかはわかりませんが。区域全域をかけるのか、あの地区だけ景観計画などを地元の発議で作っていくのか。両方のアプローチがあると思います。そのような機運があるのでしょうか。

<事務局（和田都市計画課長）>

役所にはまちづくり条例に基づく認定団体で、向島まちおこしの会がありまして活動しております。見番通りで催し物を行いまして、いままでは限られた方の交流の場だったのを、一般的な方々にも広く来ていただけるようなまちにしていきたいと言う考え方で、そういったものを作られていて、夏に一般の方をお呼びして、見番通りでお披露目をしたりしているのですが、具体的なハード的なまちづくりにはまだ繋がってはいないというのが実情です。

<中野委員>

景観審議会でこういう意見があったということ起爆剤に地元の機運を高めていくというのも、行政としてアプローチしていただくきっかけになるのではないかなと思うんですけどね。地元の方から行政へ声が挙がれば専門家派遣など動きやすい。そのきっかけ作りを行政がやるのもいいのですが、行政だけというわけにはいかないでしょうから、そこはぜひ個人的な関係でアプロ

チされたらいかがかないと思います。これは会長としての提案ですが。景観審議会自体には権限はないのですが、そこはお願いしたいと思います。

亀沢に話を戻しますが、理想的なコントロール手法ですね。これを具体的にどのような形で規制ルールにしていくのかというところで、道筋は作られているのでしょうか。

＜事務局（和田都市計画課長）＞

今年度、この景観の考え方を地元の協議会の中で、地域の開発があったときに事業者直接向けをお願いしていただくことになっています。と言いますのも、墨田区の集合住宅条例・開発指導要綱で、ある一定規模以上の建物については事前に地元で説明をするよう規定しておりまして、町会さんやまちづくり条例の団体に説明するようになっています。しかし、地元の団体が、実際に事業者に対してどう対応したらよいかわからないと言う課題がありまして、この亀沢地区では亀沢1丁目から4丁目までとまちづくりの会がタッグを組んで指導していきたいということで、昨年から準備を始めていて、いくつか開発行為がある度に業者に来ていただいて、説明を受けておりました。それに合わせて、この景観の考え方を区と一緒にまとめてきました。この考え方を自分たちで運用していきたいというのがございまして、一緒に取り組んでいたことになりました。事例を積み重ねながら、中身を精査させていただいて、地域の方へ区からお知らせしたいと考えております。最終的には景観の考え方の内容を、墨田区景観計画の重点地区に指定できればと考えており、地元とも協議していければ

と思います。

＜中野委員＞

この中身を景観計画に全て入れると、規制が厳しいような気がします。私は横浜のみなとみらいにずっと関わっていますが、最低限必要なものについては景観計画、いわゆる法律や条例で縛っています。全部をやるとあまりにも規制が厳しすぎるということで、もう1つはガイドラインを地元の協議会の申し合わせ事項として作っておいで、実質的にはそれが有効に働くという経験を私はしています。なので、これは全てガイドラインということで、都市計画課ではなくて協議会等地元の組織で運用する。そして、皆さんがほぼ全員守ることができるようなものを景観計画に盛り込むという二段階がいいのではないかな。すみだ北斎美術館もできるわけなので、できた後は人の流れも変わるでしょうし、新たな動きも出てくるでしょうから、早く進めていったほうがいいと思います。かなり理想的なことが書いてあるので素晴らしいのですが、これをそのまま地元には押し付けるとなると厳しすぎるし、時代の変化で改定しにくくなると思います。実はいま、みなとみらいで何をやっているかと言うと、屋外広告物については定めてあるのですが、屋外広告物なのかどうなのか微妙である「デジタルサイネージ」と言うのがあり、すごく流行っています。東京駅でも映像を流していますね。これは動画なので非常に目立つのと、光の色なのでペンキとは違って発色が良い。それを何で規制するのか調べてみると規制がないのです。屋外広告物でもない。屋外の規定も実は曖昧なのです。最近多く見るショーケースのガラスの内側にモニターを

置いて外に向かって夜に発信するものがあります。みなとみらいは自主ルールを作って、1 年間運用していこうとしています。京都では既に先行的に行っています。京都の場合、歴史的な街並みということで守りやすいのですが、一般市街地や新しい市街地などは難しい。いずれそのような問題が出てくると思います。銀座にもデジタルサイネージが激しく出てきています。私は銀座のある委員会の委員をやっていた際に、「銀座が秋葉原になりましたね」と申し上げたんですよ。と言いますのも、以前、銀座四丁目の角に非常に大きなモニターが取り付けられ、派手に発色していたのです。その言葉を地元の委員の方が聞いておられて、それをきっかけに「銀座ルール」ができたようです。テレビのモニターの大きさはではなく、中身のコンテンツを規制しました。そのおかげで、銀座らしい映像が作られています。このように法律で縛るのではなく、人間関係をうまく使っていく方法もあり、有効に働くということもあります。亀沢や見番でも成功を期待します。

あとはいかがでしょうか。

<三村委員>

すみだは下町情緒と書いてありますが、亀沢の街を歩いても下町情緒をあまり感じません。亀沢地区は和の心がにじみ出た街にしていけないとダメだと思います。今建っている建物はモダンなものばかりで、下町情緒が現れていないと危惧しています。「和の気持ち」のような文章を入れていただければと思います。

<中野委員>

ありがとうございました。今後検討を進めていっていただいて、ぜひいい街にして

いただきたいと思います。

<小木曽委員>

一点お伺いしたいのですが、JR 高架下の沿道地区は北側だけなのでしょうか。それとも緑のほうも入るのでしょうか。高架下は一番憂慮しなければいけないと思っているのですが。北斎通りはファッション通りとして一生懸命お金を出していますが、他にやるべきことがたくさんあるのかなと思います。電線の埋設工事など何でも北斎通りを一番にやりますが、何でいつも亀沢なのかなと私自身は区民として考えます。

<事務局（和田都市計画課長）>

高架下については亀沢側のみと考えておりまして、現在、地区計画が掛かっている中で関心が高いということで位置付けております。これを持って事業者をお願いに行くことになるかと考えております。

<中野委員>

図を見ると JR の敷地は地区の中に全て入っているようですが。用途などについては地区計画で決まっていますから、あとは景観に関わる内容を、同じ区域であればかかると言うこともできますよね。

<小木曽委員>

すみだ北斎美術館ができるのであれば、緑側の方が現実味があると言う人が多いと思うのですが。

<事務局（和田都市計画課長）>

どちらの方が良いかということですすみだ北斎美術館担当とも話しているところなのですが、公共については、都市計画課が窓口になって働きかけていきたいと思っております。

<小木曽委員>

現実的には引ったくり事件も痴漢事件も

緑側の方が多いはずで。そう言うところは考えていかないと、先にやるべきことは考えていかないと。

<事務局（和田都市計画課長）>

亀沢地区は地域の方の関心が高いと言うのがあります。緑についてもまちづくりの会等、地域の方々が盛り上げてまちづくりのことを考えていただくことが大切だと考えてございます。

<中野委員>

地元の機運が高まっているというのは 1 つのリーディングプロジェクトとして率先して景観計画まで掛けて、みなさんがそれを良いなと思って追随していただくことを期待します。地元の方々も組織を作っていて、積極的に関わっていただくことで、区全体がレベルアップしていければ良いと思います。バランスを取りながら、良いものは進めていただきたいと思います。

<鈴木委員>

景観と関係があるかわかりませんが、看板類が全部バラバラである。なんとか一つに統一して、景観に則るような分かりやすいものにしないと、色々なまちづくりをしても、看板自体がバラバラなので、そこは考えていかないと。観光客とか来る人みんなが分かるような看板にしないと、良い施設をつくっても何がなんだか分からなくなってしまう。

<三村委員>

京都の清水さんの商店街は看板を木質できれいに作ったんです。そうしたら観光客が 5 倍になった。近くだと、浅草の伝法院通りは良いと思う。

<中野委員>

京都の場合は伝統的建造物群保存地区が

かかっていますし、伝法院通りは東京都のしゃれた街並みづくり推進条例をかけたんですね。やはり地元の機運が高まっていかないと、行政も支援しにくい。なので、亀沢は景観計画の景観地区に名乗りを挙げていただいて、そこでモデルを作る。そして、その他の地区も亀沢に追随していくようになれば、まちは元気になるような気がします。そこはやはり、景観審議会としても、推奨していきたいと思っております。スカイツリー効果が絶大なところがありますから、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

<事務局（和田都市計画課長）>

広告物につきましては、本来ならスカイツリーが建設される前に、きちんとやりたいと考えていたのですが、スカイツリーの足元については地区計画をかけながら、広告物条例の規制をかけたいという方向性はありました。地区整備計画の中に屋上広告物は設置しない等の規制は入れ込んである経緯はございます。区としましては、区の看板について何も規制がない中で、派手なものはやめてくださいとか、お願いはするのですが、具体的に何が良いのか悪いのかの判断が難しいので、今年度屋外広告物について、区の考え方の整理をさせていただきたいと思っております。

<中野委員>

他にございますでしょうか。

<谷内委員>

この亀沢地区の景観の考え方は、どのような形で情報発信されるのですか。

<事務局（和田都市計画課長）>

この考え方をまとめたものを作っておりまして、大きな計画がある際には、開発調整課が事業者との窓口になりますので、ま

とめたものを開発調整課でも配ります。また、ホームページ上にも掲載します。

<谷内委員>

次の段階で景観計画なりに上がっていくにあたって、今の取り組みを事業者さんが窓口に来てからではなく、最初から見られるようにしたらいいのではないのかなと思います。

<中野委員>

よろしくお願いします。他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題を終了いたします。

では、次回の日程について、事務局から説明をいただけますでしょうか。

<事務局（和田都市計画課長）>

次回の開催ですが、両国にある東京都慰霊堂の改修計画の議案が予定されておりますので、後日、日程調整をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

<中野委員>

それではこれを持ちまして、第7回墨田区景観審議会を閉会いたします。